

蓄電池仕様確認表

申請者 _____ 様分			チェック欄
項 目	質問内容	<記入の仕方> 確認済み・・・「 <input checked="" type="checkbox"/> 」 該当なし・・・「空白」	
購入しようとしている蓄電池の価格が、下の条件を満たしていることを確認してください。			
	計算例	①	②
①価格はいくらですか？ ・パワーコンディショナーの費用は蓄電池の費用に含めてください。 ・ハイブリッドタイプであっても蓄電池費用に含めてください。 ・メーカー保証（無料）に追加する「延長保証代（有料）」は補助対象外です。・工事費込み・税抜き	1,188,000 円	1,097,800 円	実際は
②何 kWh ですか？ ※単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値。（「初期実効容量」ではない）	10kWh	4.1kWh	<input type="checkbox"/>
③1 kWh あたりの価格はいくらですか？（①÷②）	118,800 円/kWh	267,756 円/kWh	
④上限額以下の金額ですか？ ③は上限額以下（同額含む）である 上限額 個人 15.5 万円/kWh 民間事業者 19 万円/kWh	OK	対象外	
④①の 1 / 3 金額はいくらですか？ (①÷3) ※1,000 円未満切り捨て	396,000 円	支給なし	
・民間事業者設置（4,800Ah・セル以上） （PPA・リースにより地方公共団体及び個人の施設等に導入される場合を除く。）			<input type="checkbox"/>
①蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3			<input type="checkbox"/>
②ただし、1kWh あたり下記価格を上限とする。 190,000 円・・・(A)			<input type="checkbox"/>
・個人設置（4,800Ah・セル未満） （PPA・リースにより個人の施設等に導入される場合を含む。）			<input type="checkbox"/>
①蓄電池の価格（円 /kWh）の 1 / 3			<input type="checkbox"/>
②ただし、1kWh あたり下記価格を上限とする。 155,000 円・・・(B)			<input type="checkbox"/>

	※ 家庭用：15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用：19 万円/kWh（工事費込み・税抜き）	
a	荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金で導入する設備の付帯設備であること。	<input type="checkbox"/>
b	原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。	<input type="checkbox"/>
c	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	<input type="checkbox"/>
d	交付率等に定める価格以下の蓄電システムであること。	<input type="checkbox"/>
e	PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5（地方公共団体設置は 9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。	<input type="checkbox"/>
f	リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。	<input type="checkbox"/>
【業務用蓄電池（4,800 Ah・セル以上）：g を満たすこと】		
g	有明広域行政事務組合火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。	<input type="checkbox"/>
【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：h～m の全てを満たすこと】 (※Sii 一般社団法人環境共創イニシアティブ登録製品は h～m をクリアしているのですべてに✓)		
h	蓄電池パッケージ (a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。	<input type="checkbox"/>
i	性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。	<input type="checkbox"/>
(a)	初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）	
(b)	定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。	<input type="checkbox"/>
(c)	出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも	<input type="checkbox"/>

	<p>も一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。</p> <p>② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。</p>	
(d)	<p>保有期間</p> <p>交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象 機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/>
(e)	<p>廃棄方法</p> <p>使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p>	<input type="checkbox"/>
(f)	<p>アフターサービス</p> <p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。</p>	<input type="checkbox"/>
j	<p>蓄電池部安全基準</p> <p>(a) JIS C 8715-2 の規格を満足すること。</p>	<input type="checkbox"/>
k	<p>蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>(a) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。</p> <p>※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p>	<input type="checkbox"/>
l	<p>震災対策基準 リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p> <p>(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>	<input type="checkbox"/>
m	<p>保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>	